## 杉並区総合計画等改定案に対する区民等の意見概要と区の考え方について(抜粋)

〇 杉並区総合計画・杉並区実行計画 (第 2 次) 【施策 18~21 への意見から抜粋】 ※No.は区への意見全体の通し番号。網掛けの部分は計画に反映させた意見。

No		日し番号。網掛けの部分は計画に反映させた意見。
No.	意見概要	区の考え方
施策 18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実		
334	児童相談所の開設に大いに期待する。今の子	児童相談所は法的権限を行使するなど、高度な
	どもたちが置かれている状況は対応する職員	専門性が求められると認識しています。現在
	の力量が問われる時代だと思う。	も、業務に関する知識習得のための研修への積
		極的な受講や他自治体の児童相談所への研修派
		遣などを実施していますが、引き続き、計画的
		な人材の育成・確保に取り組んでいきます。
335	子どもの権利条例は、子どもの意見を充分に	「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」
	聞き、権利尊重に立った施策にしてほしい。	の制定を目指した検討に当たっては、特に当事
		者となる子どもたちが直接意見を表明する機会
		として、子どもワークショップや区立小中学校
		での意見交換会等を実施しています。子どもの
		特性や状況は様々であることから、声をあげに
		くい状況にある子どもも含めて多くの子どもの
		意見や思いを反映できるよう引き続き取り組
		み、子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の
		整備・充実を図っていきます。
337	子どもの意見表明・参画を推進してほしい。	基本構想に掲げる子ども分野の将来像「すべて
		の子どもが自分らしく生きていくことができる
		まち」を実現するためには、子どもが権利の主
		体であることを子どもも大人も理解し、共に社
		会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重
		されることが大切であると考えています。
		ご意見を踏まえ、個別の事業に限らず、区の子
		どもに関する施策について、子どもが自分の望
		む方法で意見や思いを表明していける環境を整
		えていきます。
施策 19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実		
348	学校内での放課後居場所事業自体は否定しな	区は、令和4年度(2022年度)から、これま
	いが、放課後を学校で過ごしたくない子ども	での児童館再編の取組の検証を行い、先般、こ
	も多く、家庭と学校とは別の居場所(第3の	の検証結果を公表したところです。この中で
	居場所・サードプレイス)があることが重要	は、学校になじめない子どもの活動場所として
	だと思う。学校内の放課後居場所事業では、	活用しやすい点や、日常的に年代の違う子ども

これまでの児童館のような自由度が少なく、 中・高学年になると足が遠のく傾向があるよ うである。子ども達からは「わざわざ放課後 に学校に行きたくない | 「自転車で行けない | 「低学年しかいない|「ビブスが嫌|等の声や 「学校とは別の場所で、ゆっくり過ごすこと の出来るスペースがほしい」との声がある。 その子たちの居場所は近所の公園となってい るが、スペースが限られているため子ども同 士のトラブルも頻発している。真夏や寒い時 期には遊ぶスペースも少なく、家で過ごすこ とも増えている。児童館のように広い遊戯室 や各部屋等の様々なスペースを子ども達が自 主的に選ぶことができ「活発に体を動かす 子」「とのんびり過ごす子」等、思い思いに過 ごせる場所が必要である。特に、学校に行き づらい子どもにとって、放課後も学校内で過 ごすことは困難である。家庭と学校とは別の サードブレイスを拡充することが必要であ

と出会える点など、児童館ならではの特性があることも改めて確認することができました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、困難な状況にある子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)子どもの居場所づくり基本方針」を令和6年度(2024年度)中に策定し、令和7年度(2025年度)以降、方針に基づく具体的な取組を進めていく考えです。

368 専門知識のある人が少ない中で、知識もあり、明るく前向きに我が子に寄り添ってもらえる場所が安く、しかも、たくさんあれば、こども達も健やかに育ってくれると思う。

区では、子どもたちの健全な育成支援には、専門資格を有する職員の役割は重要であると捉えていますが、児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ等では、資格を持たない職員も多り携わりながら運営をしている状況です。このような状況の中で、子ども一人ひとりに寄り添った対応をしていくためには、資格の有無にかかわらず、すべての職員が互いに現場での実践もであるどを通じて研鑽を積みながら、子どもたちのより良いかかわり方についての理解を深めることが肝要であると考えています。今後もこの考え方を大切にしながら、区の職員のみならず地域の方々のご協力もいただきながら、地域全体で子どもたちを育んでいくことができるよう努める考えです。

## 施策20 安心して子育てできる環境の整備・充実

376 | 待機児童解消のための保育園の充実により、 その後の学童クラブが逼迫している。現状、3 区は、これまで小学校や小学校に近接した場所 での学童クラブ整備を基本的な考え方としなが ~4年生で退所する空気が流れているため、1~2年生枠の確保はされているようだが、共働きで学童クラブを利用する世帯からすると6年生まで通わせたいところ。6年生までの枠の確保と当たり前のように6年生まで通える環境の整備をお願いしたい。

ら、第二学童クラブの整備のほか、既存学童クラブの受入枠拡大など、様々な対策を講じてきましたが、児童数の増加により、学童クラブに供する敷地やスペースを見出すことが困難な地域もあります。しかしながら、学童クラブの待機児童解消は喫緊の課題であることから、令和4年度(2022年度)も計画外の既存学童クラブの受入枠の拡大をはじめ、区内2か所目となる重度重複障害児指定学童の整備など、課題解決に向けた取組を前進させてきたところです。今後も引き続き待機児童解消に向けた検討を進め、取り得る対策をスピード感を持って実行していきます。

また、令和4年度(2022年度)から導入した、福祉サービス第三者評価を活用した学童クラブの保育の質の向上に資する取組を引き続き進めるとともに、令和6年度(2024年度)からは、スマートフォン等を用いて出欠席の連絡や入退室の状況を確認できるアプリケーション導入も予定しており、保護者の安心と利便性の向上も図る考えです。

378 他の区と同様にベビーシッターの補助を施策 に織り込んでほしい。杉並区と世田谷区だけ 利用できない。 ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用 支援)については、皆さまの多様なニーズに応 えるとともに、ベビーシッターを安心して利用 できる環境を整備することを目的として、令和 6年度(2024年度)の導入に向けた検討を行っ ているところです。

381 4月より幼稚園に転園し、預かり保育を利用予定である。

ただ、預かり保育実施日が少ないため、一時 預かりやベビーシッターを活用予定だが、費 用や人手不足の関係で利用しづらいと感じて おり、保育園との差を大きく感じる。

幼稚園に通園する際にも、安心してフルタイムで仕事ができる環境整備をお願いしたい。

令和5年度(2023年度)現在、預かり保育を 実施している幼稚園・子供園は、私立34園、 区立6園があります。そのうち年間を通じて、 預かり保育を実施している園は、私立幼稚園7 園、区立子供園6園となっています。幼稚園に 通園する際にも安心してフルタイムで仕事がで きる環境整備のご意見があることについて、私 立幼稚園と共有するとともに、区と私立幼稚園 が連携・協力をしながら、幼児教育の充実に取 り組んでいきます。 385 なんといっても保育は「人」である。これからの保育園の方向性は保育の「質」の確保だと思う。公立保育園が中核園となって保育の質の向上に寄与してほしい。それには、27園でいいのか。200を超える認可園を持つ杉並の保育であるから、自治体の責任として必要な数の確保をしてほしい。

区としても、引き続き「保育の質の向上」を重 点事業とし、取り組んでいく考えです。

具体的には、区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容に関する相談・助言を行うほか、区立保育園 10 園が中核園として、地域懇談会の開催や保育士等の交流を企画・実施するなど、地域の保育施設間の情報共有・連携の促進に取り組んでいます。

また、区立保育園については、区内の保育施設が増加した中で、区立保育園が担う保育の質の維持・向上等の役割の重要性が増していることを踏まえ、既に運営事業者の決定や区民周知を行っている園を除いて、当面、27 園を維持することとしています。

その上で、今後の区立保育園のあり方については、保育を取り巻く状況の変化等も踏まえ、区の保育施策の着実な推進と保育の質の更なる向上の観点から、令和8年度(2026年度)に予定している総合計画・実行計画等の改定に合わせて検討していく考えです。

388 区内にはプラザという乳幼児向けの施設があるが、南荻窪はどこのプラザも徒歩 25 分程度がかかる。低月齢の乳幼児を連れて行くには基本は徒歩しか選択肢がないが、片道徒歩25 分は気軽に行ける距離ではない。プラザの新設を切望するが、それが難しい場合には大宮前体育館で乳幼児向けのイベントを定期的に開催してほしい。

区では、これまでの児童館再編の取組の検証を行 い、先般、この検証結果を公表しました。この中 で、学校になじめない子どもの活動場所として活用 しやすい点や、日常的に年代の違う子どもが出会え る点など、児童館ならではの特性があることも改め て確認することができました。このことを踏まえ、 当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅 広く聴きながら、困難な状況にある子どもを含むす べての子どもを対象とした、より良い居場所づくり の指針となる「(仮称)子どもの居場所づくり基本 方針」を令和6年度(2024年度)中に策定し、令和7 年度(2025年度)以降、方針に基づく具体的な取組 を進めていく考えです。児童館等の今後の方向性に ついては、この基本方針の中で明らかにしていきま す。頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていた だきます。

なお、これまでの児童館再編の取組の検証では、子ども・子育てプラザは一部の課題はある

ものの、児童館の乳幼児親子の居場所としての 機能・役割は概ね継承されていることを確認し ております。今後の基本方針の策定において は、この検証結果も引継ぎながら、乳幼児親子 の居場所をはじめ、すべての子どもを対象とし た、より良い居場所づくりの指針となるよう、 検討を進めているところです。

加えて、乳幼児の居場所を様々な施設等において実施することができないかという視点も、本検討の際の参考とさせていただきます。

395 ひとり親支援の拡充について、現状では養育 費確保支援事業があるが、こちらの利用条件 が保険加入など、当事者としては利用しずら い状況である。中野区では、保険加入などの 条件がなく、実際に利用しやすいひとり親支 援の助成制度があり、より支援が必要な人が 使いやすいような形にしてほしい。また中野 区では「実質ひとり親」に対しての助成制度 もあり、家庭内暴力等があるが、金銭的な不 安で自立ができない人へのサポートなどもあ ると、結果的にその家庭の子どものために良 いと思うので、検討してほしい。 本区が実施している養育費確保支援事業では、 養育費の確実な受取のため、民間保証会社の立 替保証契約を締結した際に支援を実施していま す。

本件はもとより、他のひとり親支援に関する取 組につきましても、今後は他区の状況等を勘案 し、より使いやすい制度となるよう検討を進め ます。

## 施策 21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

403 インクルーシブ保育を実践している民間の施設にも補助金をお願いしたい。障害のある子どもたちは選択肢が限られ、また健常といわれる子どもたちとの接点がない。多くの子どもに様々なチャンスと保護者の負担を軽くしたいと考える。専門性あるスタッフには民間であっても加点し、補助金を出してほしい。インクルーシブ保育には違いを認め、違いを考える機会が自然と養われる。その必要性を区としても提言の一つとして捉えてほしい。

区は医療的ケア児や発達等の遅れがある子どもに対し、療育等の必要な支援を受けられるよう、受け入れ施設を拡大していく必要があると考えています。また、障害の有無に関係なく、共に子どもたちが過ごす場を増やすことも重要と考えていますが、一方で、既存の制度の狭間にある施設等への支援については、ルール作りや補助制度の基準づくり等に課題があります。今後の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定検討会」での検討内容を踏まえ、インクルーシブ保育等を実践している施設の状況やお話も伺いながら、課題の共有やどういった支援が適切なのか等を検討していきたいと考えています。

404 発達の遅れや心身に障害のある未就学児に、 発達を促す支援(療育)を行う、都の指定を 受けた事業所先としてインクルーシブ保育の 実績のある認証認可外保育施設の一時預かり を含めてほしい。

療育を受けている児童の保護者、療育に関わる関係者や支援者が、専門相談や支援講座を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援する先にインクルーシブ保育の実績のある親支援講座や個別発達相談を検討してほしい。

前段は〔No.403〕と同様。

なお、療育を受けている児童の保護者や療育に かかわる関係者、支援者への研修等はこども発 達センターで引き続き実施していきます。実施 の方法については、地域で実践している施設と も連携を図りたいと考えています。

406 子どもが療育に通っている者である。以下を強く希望する。

- ・1人辺りの通所日数の増加
- ・療育施設の増加
- ・療育に関わるスタッフの増加

無制限に通所できる区がある中、杉並区は制限を設けていて、かつ、日数が少ない。多くの子どもに広く療育に通所できるようにするためという考えは理解できるが、療育に対する考え方は人によってそれぞれで、通所している人の中には早く辞めたいと思っている。通所日数を増やしたいと願っている人の支援の方法をもっと検討してほしい。例えば、通所1年目は、広く多くの子ども出てくることを想定して、日数を増やしたい児童には月15日にするなど。日数の増加が出来ない理由が、事業所や人員の不足なら、早急に事業所や人員の確保や育成に尽力してほしい。

児童発達支援の支給日数については、療育に関する相談が多く寄せられることから、療育が必要な児童が確実に療育の場につながるよう努めており、利用者の公平性を担保するため、支給日数の目安を設けております。現在、区内の児童発達支援事業所が不足しており、利用枠に十分な空きがないことから、支給日数の目安は必要と考えております。

今後は、次期実行計画に基づき児童発達支援事業所の新規開設を進め、療育が必要な児童が速やかに療育先につながるよう受け入れ体制の拡大を図っていくとともに、療育相談や事業所の利用枠の状況を考慮しながら、支給日数の目安についても検討していきます。